

第6回 登録を要しない要件「無償」②

事務連絡には“例”がたくさん！

今回は、事務連絡『道路運送法における登録又は許可を要しない運送の様態について』を詳しくみていきます。

この事務連絡には、文章のほとんどが例示の列挙から成っているという特徴があります。それは、前回お話ししたように、国は登録が不要かどうかは個別に総合的判断を行うべきであるという立場をとっているのので、“登録等が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例”を示すというかたちで事務連絡『道路運送法における～』が作成されたためです。

では、どのようなケースが例として挙げられているのか、4タイプに分類しながらみていきましょう。

事務連絡のなかの 登録不要例 ①

タイプ1：移送行為が利用料を想定しないで行われる場合

移送する側に利用料を求めるつもりが無い、またはあらかじめ金銭のやり取りが予定されていない場合があてはまります。0円移送や、例えばいつもの送迎のお礼として単発的に金銭の授受が行われた等、移送を行う側が意図しない金銭の支払いが利用者から自発的に行われるケースが相当します。ちなみに、このようなケースの支払いを「好意に対する任意の謝礼」といいます。逆に、運賃表などを用意して移送を行えば、利用料が小額であっても

“あらかじめ金銭のやり取りが予定されていた”ことになり、登録が必要とみなされます。

タイプ2：利用料のかわりに換金性の低い“お礼”がやり取りされている場合

例えば、利用者が自宅でとれた野菜を送迎のお礼として渡すことは、好意に対する任意の謝礼と同じとみなされるため、登録不要です。また、地域通貨など流通の範囲が狭く換金性の低いものを渡すことも同様です。ただし、渡す物品がお礼の範疇を超える場合

（高価な品や金券を渡すなど）は登録が必要となる可能性があります。

タイプ3：利用料の実態が、実費弁償的な性格の支払いである場合

事前に利用料の取り決めをしていたとしても、その利用料が、移送行為によって発生したガソリン代、駐車場代、道路使用料のみである場合は登録不要です。何故かというところ、ガソリン代等は移送の必要経費であって、移送サービスへの支払い(対価)ではないからです。ただし、利用料に含めることができるのは前述の3点のみで、車両償却費や保険料等は不可です。[次号へ続く]

○前号文中の「無償」表記について
前号では文中に「無償」という言葉を多様しておりますが、ここでの「無償」とは、あくまで登録を要しない要件を指す俗称・通称であり、当然のことながら、行政の発行文書や法令中に「無償」という言葉は登場しません。この点について誤解を生じさせかねない表記であったことをご指摘いただきましたので、改めたく存じます。なお、今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

次回は…

登録を要しない要件「無償」③